

○ふじみ野市立公民館条例施行規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第30号

改正 平成20年3月26日教委規則第4号

平成21年4月27日教委規則第17号

平成22年1月8日教委規則第1号

平成24年11月27日教委規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ野市立公民館条例（平成17年ふじみ野市条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第2条に規定する公民館のうち、大井中央公民館、上福岡公民館及び上福岡西公民館のそれぞれに庶務係及び事業係を置く。

(平22教委規則1・一部改正)

(分掌事務)

第3条 前条に規定する係の分掌事務は、次のとおりとする。

係	分掌事務
庶務係	(1) 公印の保管及び文書処理に関すること。 (2) 物品の出納、保管及び修理に関すること。 (3) 施設及び設備の維持管理及び利用の許可に関すること。 (4) 公民館運営審議会に関すること（大井中央公民館のみ）。 (5) 分館に関すること（大井中央公民館のみ）。 (6) 公民館の庶務に関すること。
事業係	(1) 公民館事業の企画、実施及び報告に関すること。 (2) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の事業等に関すること。

(職員)

第4条 条例第4条に規定するその他必要な職員とは、次に掲げる職員とする。

(1) 副館長

(2) 係長

(3) 前2号に掲げるもののほか、ふじみ野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める職員。

2 公民館に社会教育主事の資格を持つ公民館主事を置く。

(公民館の対象区域)

第5条 公民館の事業の主たる対象とする区域（以下「公民館区」という。）は、次のとおりとする。

名称	公民館区
----	------

ふじみ野市立大井中央公民館	大井小学校区・鶴ヶ丘小学校区・東原小学校区・西原小学校区・亀久保小学校区・三角小学校区・東台小学校区
ふじみ野市立上福岡公民館	福岡小学校区・上野台小学校区・元福小学校区
ふじみ野市立上福岡西公民館	駒西小学校区・西小学校区・さぎの森小学校区

(平 2 1 教委規則 1 7 ・ 一部改正)

(連絡調整公民館)

第 6 条 市の全域にわたる事業の実施及び公民館相互の連絡調整に当たる公民館は、大井中央公民館とする。

(施設の利用範囲)

第 7 条 市民の利用に供することができる公民館の施設は、別表第 1 のとおりとする。

(休館日)

第 8 条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第 9 条 公民館の利用時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。ただし教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用許可の申請)

第 1 0 条 公民館を利用しようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内（休館日を除く。）に公民館利用許可申請書（様式第 1 号）を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 大井中央公民館のホール、リハーサル室、楽屋（和室）及び楽屋（洋室）利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の 6 か月前の月の初日から当該利用日の 7 日前まで

(2) 大井中央公民館の展示室及び上福岡西公民館のギャラリー 利用日の属する月の 2 か月前の月の初日から当該利用日の 7 日前まで

(3) 大井中央公民館及び上福岡西公民館の施設のうち、前 2 号に掲げる施設以外の施設、上福岡公民館並びに上福岡西公民館分室 利用日の属する月の 2 か月前の月の 1 2 日から当該利用日まで。ただし、ふじみ野市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成 2 3 年ふじみ野市規則第 1 号）第 1 1 条第 3 項に規定する予約の決定を受けた者は、利用日の属する月の 2 か月前の月の 1 2 日から当該利用日の 7 日前まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は特別な事由があると認めた場合は、当該申請期間外においても申請することができるものとする。

(平22教委規則1・全改、平24教委規則18・一部改正)

(利用許可書の交付)

第11条 教育委員会は、前条の申請を受けた場合において、その利用を許可することに決定したときは、当該申請者に公民館利用許可書兼納入通知書兼領収書(様式第2号)を交付するものとする。

(平22教委規則1・全改、平24教委規則18・一部改正)

(許可事項の変更)

第12条 公民館を利用しようとする者は、前条の規定により、許可を受けた事項を変更しようとするときは、公民館利用変更許可申請書(様式第3号)により、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、利用の変更を許可したときは、当該申請者に公民館利用変更許可書兼納入通知書兼領収書(様式第4号)を交付するものとする。

(平24教委規則18・追加)

(使用料の還付)

第13条 条例第11条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公民館使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、還付の決定をしたときは、当該還付を受けようとする者に公民館使用料還付決定通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(平24教委規則18・追加)

(特別設備等の承認)

第14条 条例第5条第1項の規定により、利用の許可を受けた者が、公民館に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用するとき、館長の承認を受けなければならない。

(平24教委規則18・旧第12条繰下)

(備品等の利用申請書等)

第15条 公民館の備品又は附属設備(以下「備品等」という。)を利用しようとする者は、公民館備品等利用許可申請書(様式第7号)を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受けた場合において、その利用の許可を決定したときは、当該申請者に公民館備品等利用許可書兼納入通知書兼領収書(様式第8号)を交付するものとする。

(平22教委規則1・一部改正、平24教委規則18・旧第13条繰下・一部改正)

(備品等の返還)

第16条 前条第2項により許可書の交付を受けた者は、当該備品等を返還するときは、当該備品等の点検を受けなければならない。

(平22教委規則1・全改、平24教委規則18・旧第14条繰下)

(原状回復)

第17条 利用者は、その利用が終わったときは、利用した備品等を整理し、速やかに原状に復し、教育委員会に引き渡さなければならない。

(平22教委規則1・全改、平24教委規則18・旧第15条繰下)

(備品等の使用料)

第18条 備品等の使用料は、別表第2のとおりとする。

(平22教委規則1・全改、平24教委規則18・旧第16条繰下)

(使用料の免除)

第19条 条例第10条に規定する公共用又は公益を目的とする事業の用に供するための利用のうち、公民館の使用料を免除することができる利用とは、次に掲げるいずれかの利用とする。

(1) ふじみ野市又は教育委員会が主催若しくは共催にて利用するとき。

(2) ふじみ野市立小学校又は中学校が教育活動に利用するとき。

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体がその目的とする事業に利用するとき。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条に規定する公共的団体がその目的とする事業に利用するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるもので社会教育に関する事業に利用するとき。

(平22教委規則1・全改、平24教委規則18・旧第17条繰下・一部改正)

(使用料の減額)

第20条 条例第10条に規定する公共用又は公益を目的とする事業の用に供するための利用のうち、公民館の使用料を減額することができる利用とは、市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条に規定する私立学校が教育活動又は校務に大井中央公民館のホール、リハーサル室、楽屋(和室)及び楽屋(洋室)を利用する場合とし、その減額する額は当該使用料の額の10分の50に相当する額を減額することができるものとする。

(平22教委規則1・全改、平24教委規則18・旧第18条繰下・一部改正)

(使用料の減免申請手続等)

第21条 第19条又は前条の規定による使用料の免除又は減額の措置を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書(様式第9号)に必要書類を添付の上、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、内容を審査し、

免除又は減額の措置を決定したときは、公民館使用料減免許可決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第19条第1号又は第2号に該当する場合は、公民館の使用料の減免申請手続を省略し、公民館の利用許可をもって使用料を免除したものとみなす。

（平22教委規則1・全改、平24教委規則18・旧第19条繰下・一部改正）

（遵守事項及び館長の指示）

- 第22条 館長は、公民館の利用者の遵守事項を定め、及び公民館の管理上必要があるときは、その使用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（平22教委規則1・旧第21条繰上、平24教委規則18・旧第20条繰下）

（入館の禁止等）

- 第23条 館長は、公民館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対して退館を命ずることができる。

（平22教委規則1・旧第22条繰上、平24教委規則18・旧第21条繰下）

（公民館運営審議会）

- 第24条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 4 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 7 審議会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させることができる。

- 8 審議会において、特別な事項を調査し審議するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 9 専門部会の部会長及び委員は、委員の互選とする。

- 10 審議会の庶務は、大井中央公民館の庶務係において処理する。

（平22教委規則1・旧第23条繰上、平24教委規則18・旧第22条繰下）

（公民館分館長等）

- 第25条 公民館分館（以下「分館」という。）に分館長及び分館運営委員を置く。

- 2 分館長は、必要に応じて分館運営委員の中から書記1人を置くことができる。
- 3 分館長及び分館運営委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 分館長は、教育長が推薦し、教育委員会が委嘱する。
- 5 分館運営委員は、おおむね次に該当するものの中から公民館長が委嘱する。
 - (1) 地域の自治組織又は団体のうちから推挙された代表者
 - (2) 地域の社会教育団体及び文化団体のうちから推挙された代表者
 - (3) 学識経験者
- 6 分館運営委員の定数は、5人以内とする。
- 7 分館長は、分館の各種事業の企画、実施及び分館の管理に当たる。
- 8 分館長は、分館事業の企画、実施について運営委員を招集し、会議を開き、意見を求めなければならない。
- 9 分館運営委員は、分館における各種事業の企画、実施に協力し、分館の運営に当たる。
- 10 書記は、分館長の指示を受け、分館の書記及び会計に当たる。
(平22教委規則1・旧第24条繰上・一部改正、平24教委規則18・旧第23条繰下・一部改正)

(その他)

- 第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。
(平22教委規則1・旧第25条繰上、平24教委規則18・旧第24条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市公民館条例施行規則(平成6年上福岡市教育委員会規則第6号)、大井町公民館設置及び管理に関する条例施行規則(昭和55年大井町教育委員会規則第5号)又は大井町公民館使用料の減免に関する規則(昭和55年大井町教育委員会規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年教委規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市立公民館条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(ふじみ野市立公民館使用料の減免に関する規則の廃止)
- 2 ふじみ野市立公民館使用料の減免に関する規則(平成17年ふじみ野市教育委員会規則第31号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、改正前のふじみ野市立公民館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年教委規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のふじみ野市立公民館条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のふじみ野市立公民館条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
(準備行為)
- 3 この規則による改正後のふじみ野市立公民館条例施行規則第10条の規定による予約システムの利用の登録その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表第1(第7条関係)

大井中央公民館	上福岡公民館	上福岡西公民館	上福岡西公民館分室
視聴覚室	ホール①	ギャラリー	洋室
調理実習室	ホール②	保育室	第1和室
美術室	和室①	美術工芸室	第2和室
大会議室	和室②	調理室	
第1研修室	和室③	暗室	
第2研修室	実習室	第1学習室	
第3研修室(和室)	音楽室	第2学習室	
第2会議室	学習室	集会室	
展示室		第1和室	
手工芸室		第2和室	
児童室		ホール	
楽屋(和室)		視聴覚室	
楽屋(洋室)		ステージ(楽屋含)	

		む)	
リハーサル室			
ホール			

別表第2 (第18条関係)

(平22教委規則1・全改、平24教委規則18・一部改正)

公民館名	備品等名	単位	館内利用				館外利用 1日につき
			午前	午後	夜間	全日	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
大井中央公民館	演壇	1台	750	750	750	2,250	円—
	平台	1枚	150	150	150	450	—
	司会台	1枚	300	300	300	900	—
	指揮台	1台	450	450	450	1,350	—
	指揮者用譜面台	1台	300	300	300	900	—
	譜面台	1脚	70	70	70	210	—
	所作台	1式	6,000	6,000	6,000	18,000	—
	高足・中足・箱足	1台	70	70	70	210	—
	人形立	1本	70	70	70	210	—
	めくり台	1台	150	150	150	450	—
	木支木 (もくしぎ)	1本	70	70	70	210	—
	上敷きござ	1枚	150	150	150	450	—
	緋毛氈 (ひもうせん)	1枚	150	150	150	450	—
	長座布団	1枚	150	150	150	450	—
	座布団	1枚	150	150	150	450	—
リノリウム	1式	3,000	3,000	3,000	9,000	—	

展示用パネル	1組	150	150	150	450	—
金屏風	1双	1,500	1,500	1,500	4,500	—
反響板（天板のみ）	1式	2,000	2,000	2,000	6,000	—
ボーダーライト	1列	1,500	1,500	1,500	4,500	—
ローアーホリゾン トライト	1式	1,500	1,500	1,500	4,500	—
アッパーホリゾ ントライト	1式	1,500	1,500	1,500	4,500	—
フットライト	1式	1,050	1,050	1,050	3,150	—
スポットライト	1台	4,500	4,500	4,500	13,500	—
エフェクトスポ ット	1台	750	750	750	2,250	—
エフェクトマシ ーン	1台	750	750	750	2,250	—
照明用スタンド	1本	150	150	150	450	—
1キロワットス ポットライト	1台	300	300	300	900	—
500ワットス ポットライト	1台	150	150	150	450	—
拡声装置	1式	3,000	3,000	3,000	9,000	—
跳ね返りスピー カー	1台	750	750	750	2,250	—
ワイヤレス装置 （マイク付）	1ch	1,500	1,500	1,500	4,500	—
ダイナミックマ イクロホン	1本	750	750	750	2,250	—
コンデンサーマ イクロホン	1本	750	750	750	2,250	—
マイクスタンド	1本	150	150	150	450	—
ポータブルミキ サー	1台	1,500	1,500	1,500	4,500	—

	録音再生機	1台	750	750	750	2,250	—
	プロジェクター (ホール)	1台	1,500	1,500	1,500	4,500	—
	グランドピアノ (ホール)	1台	3,000	3,000	3,000	9,000	—
	スクリーン	1基	750	750	750	2,250	—
	音響装置(視聴 覚室)	1式	1,500	1,500	1,500	4,500	—
	グランドピアノ (視聴覚室)	1台	300	300	300	900	—
	アップライトピ アノ	1台	200	200	200	600	—
	ワイヤレスアン プ	1台	100	100	100	300	300
	陶芸用電気炉	1台	1キロワットにつき30円				—
	持ち込み電気器 具1キロワット に付	1台	300	300	300	900	—
上福 岡公 民館	グランドピアノ	1台	300	300	300	900	—
	アップライトピ アノ	1台	200	200	200	600	—
	スポットライト	1台	200	200	200	600	—
	ポータブルスピ ーカー	1台	100	100	100	300	300
上福 岡西 公民 館	地下ホール放送 音響映像設備	1式	2,000	2,000	2,000	6,000	—
	舞台照明設備	1式	3,000	3,000	3,000	6,000	—
	移動式音響装置	1式	500	500	500	1,500	—
	ホールスクリー ン	1基	500	500	500	1,500	—
	視聴覚室放送音 響設備	1式	1,000	1,000	1,000	3,000	—
	グランドピアノ	1台	300	300	300	900	—

アップライトピアノ	1台	200	200	200	600	—
七宝用電気炉	1台	200	200	200	600	—
音響反射板	1式	700	700	700	2,100	—
金屏風	1双	500	500	500	1,500	—
陶芸用電気炉	1台	1回につき3,500円				—

備考 「館外利用」欄中「—」印を付されている備品等は、館外利用を不可とするものである。

第1号（第10条関係）

（平24教委規則18・追加）

様式第2号（第11条関係）

（平24教委規則18・追加）

様式第3号（第12条関係）

（平24教委規則18・追加）

様式第4号（第12条関係）

（平24教委規則18・追加）

様式第5号（第13条関係）

（平24教委規則18・追加）

様式第6号（第13条関係）

（平24教委規則18・追加）

様式第7号（第15条関係）

（平24教委規則18・追加）

様式第8号（第15条関係）

（平24教委規則18・追加）

様式第9号（第21条関係）

（平22教委規則1・全改、平24教委規則18・旧様式第5号繰下・一部改正）

様式第10号（第21条関係）

（平22教委規則1・全改、平24教委規則18・旧様式第6号繰下・一部改正）